

## 第3回岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業

### 最低賃金専門部会議事要旨

#### 1 日 時

令和4年10月12日（水） 午後1時30分～

#### 2 場 所

岡山市北区下石井1丁目4番1号

岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室B

#### 3 出席者

公 益 委 員 : 1人（欠席2人）

労働者側委員 : 3人

使用者側委員 : 3人

#### 4 審議事項

最低賃金金額審議について

#### 5 議事要旨

##### (1) 最低賃金金額審議について

岡山県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金額について審議され、労使双方の委員から以下の意見が述べられた。

##### 【労働者側の意見要旨】

35円を提示する。

- ① 船舶製造業は、なかなか自動化ができない労働集約型の産業であって、人に頼る部分の大きい産業であることは理解していただきたい。他産業と比較して暑い、寒いは勿論のこと、高い場所や狭あい箇所での作業で、危険の多い職場であり、かなり専門性の高い産業である。

具体的には溶接、溶断、配管、電気関係、大型車両の運転だとか、そういった作業が必要となる。資格を取りながら自分の技術を上げており、他産業でも十分その力を発揮できるため人の流出につながっている。

- ② 船舶製造業に従事する作業者の賃金については、地賃との優位性を120%ぐらいは持っていたいと考えており、優位性が産業の魅力を示す1つの指標となっている。

資機材、鋼材価格の上昇などが懸念され、我々も注視しているところであり、岡山県の製造業における10人から99人の19才未満の最低額は1,022円、現行の船舶製造業の特定最低賃金が980円、その差は42円。

船舶製造業の特賃の優位性を担保する観点から、岡山県の製造業の最低賃金近傍の状況を鑑みた42円を本来なら提示すべきだが、使用者側の主張する資機材、鋼材の高騰などを鑑みて、岡山県最低賃金基礎調査結果における、18才、19才の平均賃金額1,015円と、現行の船舶の特定最低賃金額980円との差額を提示する。

#### 【使用者側の意見要旨】

10円を提示する。

① 現在の造船業における環境は、市況の回復によって新造船の発注、需要は回復し、各造船会社は最低2年から3年の受注残を確保できており、2020年度比約3割の船価の上昇となっていることはプラスの要因である。

② マイナスの要因としては、船に搭載される鋼材量の増加や、機器の搭載によるコスト増にも関わらず製品への価格転嫁が難しく、コストに見合った船価にならないことである。

それに加えて、直近の最大の課題は、船価が上がるスピードの倍の速さで鋼材価格が上昇していることで、今後も鋼材価格の上昇が予測されていることである。1トン当たり3万円程度値上げされるという情報も入っており、1万トンの鋼材を使うと1隻当たり3億円のコストが増加し、採算が悪化するということである。

③ 為替の影響については、急速な円安傾向になっていて、円建て契約が多い中小造船所では円安の恩恵をなかなか受けられず、加えて鋼材価格の上昇もある。

大手とか専門の造船所についてもこれまで長らく構造不況で採算が悪い船を建造している中で、多額の受注損失引当金が発生し、手元資金が苦しく、円安の恩恵を受けられていないのが実情である。

④ 雇用情勢が持ち直している中、造船会社としても確保した受注残の製作に向けて人材を確保していかなければならないため特定最賃改定の必要性ありとして審議することになった。

1年前に954円から980円に金額を引き上げ、最終的には1,000円を目指している。1,000円との差額は20円。昨年と状況が違っても造船会社の市況が苦しいのは同じような状況であることから、この20円を割った金額を提示する。

(2) 労使双方から、これ以上、労使協議の意思がないこと等の意見があり、審議は次回に持ち越されることとなった。

## 6 配付資料

- ・意見要旨提出者名簿（労・使側）及び最低賃金についての意見要旨